

不動産セキュリティ・トークンの分配金にかかる二重課税調整措置

弊社にてお預かりしております一部の不動産セキュリティ・トークン(以下、「不動産 ST」といいます。)の分配金について、二重課税調整措置が適用されます。

【不動産 ST における二重課税調整措置とは】

弊社取扱い銘柄における不動産 ST の裏付け資産は、特定受益証券発行信託の一般受益権となっています。

特定受益証券発行信託の信託財産の一部に対しては、15.315%(所得税 15%及び復興特別所得税(所得税の 2.1%))の源泉徴収が課されております。

信託財産の一部に課された源泉徴収税額のうち一定の金額について、お客様への分配金に係る源泉徴収の際に、その徴収すべき税額(所得税及び復興特別所得税)を上限として控除されます。当該控除を、二重課税調整措置といいます。

当該措置の適用により、対象商品(注 1)については、所得税の負担が軽減しお客様の分配金受取額が増加することとなります。課税計算の算出例は後述をご参照ください。

【計算方法と交付書面への記載例】

二重課税調整に関連した項目は以下の各交付書面(注 2)でそれぞれご確認いただけます。

● 特定口座年間取引報告書(関連箇所を一部抜粋)

令和 7 年分 特定口座年間取引報告書									
種 類	銘 柄				上場株式配当等控除額(円)	外国所得税の額(円)	交付年月日	摘 要	
株(口)数又は額面金額(千円)	配当等の額(特別分配金の額)(円)	源泉徴収税額(所得税)(円)	配当割額(住民税)(円)				支払確定又は支払年月日		
不動産 ST 1					500		7. 7. 31		
	10,000	500,500	76,151	25,025	500	0	(7. 7. 31)		
							.		
							(. .)		

特定口座(源泉徴収あり)で受け取られた、不動産 ST に関する分配金等が掲載されます。

対象のお客様には、毎年 1 月下旬頃までに郵送または電子交付いたします。

➤ 所得税・地方税の算出方法(注 3)

所得税	配当等の額(500,500 円) × 15.315%(76,651 円) - 上場株式配当等控除額(500 円) = 76,151 円
地方税(注 4)	配当等の額(500,500 円) × 5% = 25,025 円

※ 二重課税調整措置による控除額は、「上場株式配当等控除額」に掲載されます。

※ 所得税・地方税は、1 円未満を切り捨ていたします。

※ 地方税については、二重課税調整措置の適用はありません。

※ 二重課税調整措置による控除額は、あくまで信託財産の一部に課された 15.315%(所得税及び復興特別所得税)の源泉徴収額のうち一定の金額になります。

● 上場株式配当等の支払通知書(関連個所を一部抜粋) (注5)

令和7年分 上場株式配当等の支払通知書									
種 類	受益権の名称			通知外国税相当額等	源泉徴収税額(所得税)		支払確定日	支払者の名称	摘 要
	受益権の口数 (口)	受益権単位口当たり 分配金額 (円)	分配金額 (円)		特別徴収税額(住民税) (円)	支払年月日			
特定受益証券 発行信託	不動産ST1					7・7・31	●●銀行株式会社		
	10,000	500,500	76,151 内	500	25,025	7・7・31			

特定口座(源泉徴収なし)や一般口座(特定口座を開設していない口座)で受け取られた不動産 ST に関する分配金等が掲載されます。
対象のお客様には、毎年 1 月下旬頃までに郵送または電子交付いたします。

➤ 所得税・地方税の算出方法

所得税	受益権単位口当たり分配金額(500,500 円) × 15.315%(76,651 円) - 通知外国税相当額等(500 円) = 76,151 円
地方税(注4)	受益権単位口当たり分配金額(500,500 円) × 5% = 25,025 円

- ※ 二重課税調整措置による控除額は、「通知外国税相当額等」に掲載されます。
- ※ 所得税・地方税は、1 円未満を切り捨ていたします。
- ※ 地方税については、二重課税調整措置の適用はありません。
- ※ 二重課税調整措置による控除額は、あくまで信託財産の一部に課された 15.315%(所得税及び復興特別所得税)の源泉徴収額のうち一定の金額になります。

- 注1 対象商品については、不動産 ST を保有しているお客様に個別に通知した内容をご参照ください。
- 注2 掲載しているすべての書面はイメージです。実際とは異なる場合がございます。
- 注3 お客様の属性等により、実際の税率は記載例とは異なる場合がございます。所得税・地方税は、1 円未満を切り捨ていたします。
- 注4 信託財産の一部に課された源泉徴収税額のうち一定の金額が課税対象に加算されるため、地方税が増加する場合がございます。
- 注5 同様の書式の「外国源泉所得税等に係る税額控除の通知書」が送付される場合があります。

以上
2026 年 9 月
野村證券株式会社